

個人のお客さまへ

2024 年以降の

新しい N I S A 制度の概要

NISA は、制度の恒久化、非課税保有期間の無期限化、年間投資枠・非課税保有限度額の拡大などの制度改正がおこなわれました。

2024 年から始まる新しい NISA では、買い付けた上場株式等を非課税かつ無期限で保有でき、従来の NISA よりも多くの金額の取引が可能のため、生涯における柔軟な資産形成が可能です。

新しい NISA をご利用の際には、以下の点にご注意いただきますようお願い申し上げます。

⚠ 重要

ポイント①: 成長投資枠とつみたて投資枠の併用が可能（同一金融機関内）

1 つの N I S A 口座で 2 つの投資枠を利用することができます。

ポイント②: 年間投資上限額と非課税保有限度額（総枠）の引き上げ

年間投資上限額は、成長投資枠 240 万円、つみたて投資枠 120 万円となります。

また、非課税保有限度額（総枠）は 1,800 万円（成長投資枠は 1,200 万円まで）に設定。

※ N I S A 口座で保有する上場株式・株式投資信託等を売却した場合は、その分（取得価格）の非課税保有額が翌年以降に再利用できます。

ポイント③: 非課税保有期間の無期限化

保有期間が無期限化されたことで、これまでよりも長期的な投資が可能。

※令和 5 年度税制改正において、NISA 制度は 2024 年 1 月から上記の新しい NISA 制度へと抜本的拡充・恒久化されることとなりました。

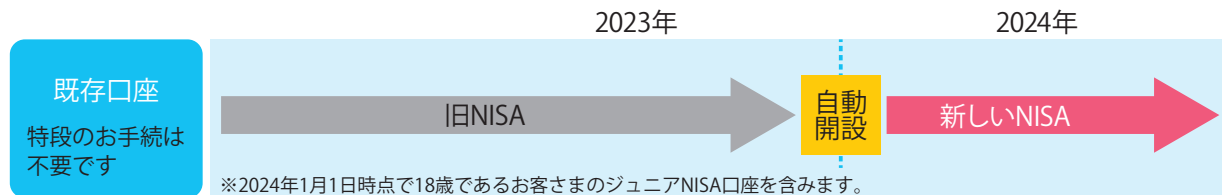
	成長投資枠	併用可	つみたて投資枠
制度期限 (買付可能期間)	なし (恒久化)		
非課税保有期間	無期限		
年間投資枠	240万円		120万円
非課税保有限度額	1,800万円 (成長投資枠はうち1,200万円まで)		
対象商品	上場株式・投資信託等 ※①整理・監理銘柄、②信託期間20年未満、 高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等 を除外		長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 ※現行のつみたてNISAと同じ
買付方法	制限なし		定時・定額の積立投資
対象年齢	18歳以上		

●NISA 口座で買い付けた上場株式の配当金等を非課税とするためには、証券会社で配当金等を受け取る「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。

新しいNISA制度の口座開設

既に旧制度のNISA口座（一般NISA口座・つみたてNISA口座）が開設されているお客さまは、NISA口座を利用している金融機関等において、2024年1月に新しいNISA口座が自動的に開設されます。

※2023年12月末時点でNISA口座を利用している金融機関等



旧NISAの取扱いについて

2024年以前のNISA口座では、2024年1月から新規の買付けはできなくなりますが、非課税保有期間が満了するまでの間は、旧制度のNISA口座のまま保有することができるため、その間は配当等や譲渡益が非課税となります。

2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	...	
		購入した年から20年間は非課税							
		購入した年から5年間は非課税							
		2024年以降、現行のつみたてNISA・一般NISAでの新規買付けや、一般NISA・ジュニアNISAからのロールオーバーは不可							
		新しいNISA					つみたて投資枠		
							成長投資枠		
2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	...	

⚠ 注意

- 旧制度のNISA口座で保有する上場株式等は、非課税保有期間が満了すると課税口座（特定口座または一般口座）に払い出されます。
- 旧制度の一般NISAで非課税保有期間が満了した場合やジュニアNISA利用者が成人を迎えた場合など、翌年分の非課税管理勘定にロールオーバーすることができましたが、一般NISA・ジュニアNISAから新しいNISAへのロールオーバーはできません。
- 非課税保有期間が終了する年の最終営業日の時価が課税口座における取得価額となり、譲渡時には取得価額をもとに利益に対して課税（損益通算等が可能です）。

本リーフレットは2023年12月時点の法令をもとに作成しており、内容については将来の法令改正等により変更となる場合がございます。